

(1条) 参加条件

- －対象年齢：10歳以上（親子留学は除く）
- －心身ともに健全であること
- －留学を真剣に考慮していること
- －未成年者の場合は親権者または保護者の書面による同意があること
- －留学費用の支払い能力があること（未成年者の場合は保護者の支払い能力）
- －Barefoot Guam, Inc（以下当社）が書類審査及びカウンセリング等により、参加希望者が当社の留学及びホームステイプログラムに参加した際、支障なくプログラムを遂行することが可能であると判断した場合
- －いかなる状況においても以下の該当する条項に従い速やかに解決する意思がある場合

(2条) 契約の成立

下に記す順序で契約を成立させるものとする。

- ① プログラム参加希望者は当社から送られる契約書に署名、捺印をし当社に提出する。
- ② プログラム参加希望者が当社からの契約書に記載されている留学プログラム参加費用を、当社指定の方法で支払ったことを確認し、そのことを、参加希望者にメールにて告知した日を契約の成立日とする。

この全てが完了したことにより契約の成立とする。契約の成立を持って以下参加希望者は契約者となる。

(3条) 契約の解除

－契約の解除とは、当社と契約者との間の契約が、成立する前の状態に戻ることを意味し、当社もしくは契約者からの契約の解除の申し出が可能であり、解除による当社に対する違約金及び契約者に対する違約金は一切発生しないものとする。従って契約者が契約の成立時に支払った全額を払い戻すものとする。但し、振り込み手数料、為替手数料は契約者の負担とする。

－契約の解除を申請できる期間は契約成立日を入れて8日目の夜12時までとする（グアム時間）。

－契約の解除を申請できる期間（上記）以降は契約の解約の条項に記載されている規約に従って全ての事例に対処する。

－契約の解除は理由の如何によらず両者ともに受け入れる義務があるとする。

－但し、契約の解除における規約は当社と契約者との間のみで有効であり、契約者と留学予定校との関係の解除ではない。従って、当社との契約の解除により契約者が留学予定校に何らかの金銭的な損失を与え、それに対する賠償もしくは違約金の形で金銭を請求された場合、速やかに支払いに応じなければならない。尚、当社との契約の解除によって生じる契約者と留学予定校との間に発生するかもしれないあらゆる問題に関しても当社は一切の責任を負うものとししない。

－また当社との契約の解除において生じる航空会社、保険会社やその他の機関等との間に起こりうるあらゆる問題も当社は一切責任を負うものではない。

(4条) 留学コーディネーター料に含まれるサービス

1. グアム留学に関する納得いくまでのメールでの質問、スカイプでのカウンセリング
2. 留学希望校もしくは留学可能校の選択とその学校における定員の空きの有無の確認及び留学予定校在学可能席確保の為の必要手続きの代行
3. 留学予定校への入学手続きの代行

4. ホームステイ先の斡旋

* (重要) 但し、留学コーディネートに伴う当社以外の機関への必要経費はその機関の請求額を契約者に別途請求するものとする。

(5条) ホームステイ料金に含まれるもの

1. 平日の朝、夕の食事
2. 週末（土、日）の朝、昼、夕の食事
3. 学校への送迎（平日）
4. リネン類（枕カバー、ベッドシーツ等）
5. 個室滞在中もしくは同性のルームメイトとの同室
6. 光熱費（電気、ガス、水道）
7. 共有スペースや器具の利用（キッチン、バスルーム、洗濯機、リビングルーム等）

* 上記以外の物はホームステイ先によって異なります。

* ホストファミリーによる通学時のお弁当の用意は、別途1週間に100ドルでお申し込みいただけます。

8. 留学及びホームステイプログラム参加期間中のガーディアン（保護者代理人 ホストファミリーとは別）としての役割：

- 学校関係等の諸手続きの代行
- 学校からの呼び出し、行事、会議への参加
- 留学生及びご両親との定期的な連絡
- ホームステイ先や学校での問題の相談役と解決
- 病気、けが等で病院に行く時の法律上の保護者代理としての役割
- 契約者の空港への送迎（必要に応じて）

** (重要) 当社のホームステイを希望しない場合

① グアムの住人である親戚等の家に滞在する場合：

- ガーディアン（保護者代理人）の必要性がない場合はもちろんホームステイ料金は一切必要ありません。同時に当社のガーディアンが行う業務（上記）も一切行うこともありません。
- ガーディアンを必要とし当社にガーディアンを依頼する場合、1週間につき1万円の料金が発生します。それにより第5条の8項に記載したガーディアンとしての役割を当社は必要に応じて随時遂行いたします。

② 親子留学等でホームステイではなく、アパートやホテル等の宿泊施設を使う場合：

- 学校によってはグアム住人のガーディアン（保護者代理）を要求する場合があります。その際、当社にガーディアンを依頼する場合、1週間につき1万円の料金が発生します。それにより第5条の8項に記載したガーディアンとしての役割を当社は必要に応じて随時遂行いたします。

(6条) 料金の支払い

(当社への支払いについて)

1. ホームステイを希望した場合：

- ① ホームステイ期間が3か月未満の場合、契約者は契約書に記載された当社からの請求全額を、契約時に全額支払わなければならない。

②ホームステイ期間が3か月以上の場合は月払いとし、翌月分を前月20日までに当社の指定する支払方法にて支払わなければならない。

2. ホームステイを希望しないでガーディアンのみ依頼する場合：

① ガーディアン契約期間1か月未満の場合、契約者は契約書に記載された当社からの請求全額を、契約時に全額支払わなければならない。

② ガーディアン契約期間1か月以上の場合、翌月分を前月20日までに当社の指定する支払方法にて支払わなければならない。

3. ホームステイを希望せずガーディアンも依頼しない場合：

契約成立時に留学コーディネータ料は支払い済みの為、追加料金は発生しない。

4. 当社が指定期日までに入金の確認が取れない場合は、留学プログラムの各種手続きを停止することとなり、それにより契約者の希望する出発期日までに留学手続きが完了しない場合もある。

(留学予定校への支払いについて)

1. 契約者は留学予定校の指定期日までに、提示された料金を契約者の責任において学校へ直接支払わなければならない。

2. もし、学校指定期日までに契約者が支払いを完了せず入学が不承諾になった場合、もしくは新たな追加費用が学校より請求されるような場合も当社に一切の責任はなく、全ての学校への支払い義務は契約者にあるものとする。

(7条) 契約者による契約の解約（契約の解除を申請できる期日以降に契約を取り消す場合）

—契約の解除は規約の3条に記した通りである。

—契約者による契約の解約の申請は必ず書面にて解約内容と理由を必ず書面にて当社に申し出るものとする。当社が申し出の書面を確認し、確認の趣旨を契約者に報告した時点で契約の解約が成立するものとする。解約に際しての発生する違約金等は下に記載する。

1. 契約の解約が契約成立日を入れて8日目の夜12時（グアム時間）以降からグアム到着3日前までに成立した場合

① 契約成立時に支払われた留学コーディネータ料は一切返金いたしません。

② 支払われたホームステイ料金、ガーディアン料金は全額返金いたします。但し、振り込み手数料、為替手数料は契約者の負担とする。

2. 契約の解約がグアム到着3日前以降からグアム滞在中に成立した場合

① 契約成立時に支払われた留学コーディネータ料は一切返金いたしません。

② 支払われたホームステイ料金は、未滞在分のホームステイ料金よりキャンセル料250ドルを差し引いた全額を返金いたします。但し、振り込み手数料、為替手数料は契約者の負担とする。

③ 支払われたガーディアン料金は、キャンセル料100ドルを差し引いた全額を返金いたします。但し、振り込み手数料、為替手数料は契約者の負担とする。

3. 契約者の解約によって発生するかもしれない当社以外の機関（航空会社、学校、保険会社等）への違約金もしくはキャンセル料等の支払いは契約者の責任で負担しなければならず、当社は一切の責任を負うことはないものとする。

4. グラム滞在中にホストファミリーの変更を希望する場合。変更手数料として100ドルを頂戴いたします。但し、ホストファミリーの対応により契約者が著しく不利益を被ったと判断した場合はその限りではありません。速やかにホストファミリーの変更をいたします。

(8条) ホストファミリーに関する責任

当社はホストファミリーの選択、斡旋において細心の注意と調査をしておりますが、ホームステイ期間中に予期せぬ事態が起きた場合（盗難、私物の破損その他）、ホストファミリーと契約者間に発生した問題について当社には法的責任は一切ないものとする。またホームステイ期間中に起きた交通事故等の不慮の事故に関しても当社は一切の責任を負わないものとする。

(9条) 当社からの解約

以下の項に記載された理由により当社は契約者に催告後、契約者との契約を解約することが出来る。

1. 定められた期日までに必要書類の提出を契約者が怠った場合。
2. 定められた期日までに必要費用の支払いを契約者が怠った場合。
3. 契約者の所在が不明、もしくは1か月以上連絡が取れない場合。
4. 契約者が当社に提出した書類に虚偽の内容、もしくは不備の記載が確認された場合。
5. 契約者が学校の規則を幾度となく破り、学校から退学を勧告された場合。又は幾度とない学校からの訓告にもかかわらず、更生の意思が見られない場合。
6. 契約者がگرامの法律を犯し逮捕または補導された場合。
7. 契約者が重病にかかり日本で治療が必要となった場合。
8. 契約者が精神的にも肉体的にもこれ以上留学を継続するのが不適切であると当社が判断した場合。
9. その他、やむ負えない理由により当社が契約の解約をせざる負えないと判断した場合。
10. これらの解約理由により当社から解約するにあたり、支払われる料金に関しては7条（契約者による約の解約）の1、2、3項に準じて対処する。

(10条) 免責事項

下記の項にあるような当社の責によらない理由により、契約者の留学が不可能、または契約内容の変更が生じる場合、当社はその責任を負わないものとする。また、その際に発生する各機関への変更手数料、キャンセル料等は契約者の負担とする。

1. 通信もしくは留学予定校の理由により、入学許可証が希望入学期日までに届かず契約者が出発不可能となった場合。
2. 留学予定校の理由によりコース内容に変更がある場合。
3. 当社の責によらない理由で契約者のパスポート及びビザの取得に時間がかかり、希望出発時期に間に合わない場合。。
4. 契約者の書類不備等、当社の責によらない理由での渡航先国からの入国拒否。
5. 事故、天災地変、戦争、ストライキ、テロ行為、盗難、疾病、その他不可抗力による場合。
6. 留学予定校への提出書類、自己手配による航空券を契約者が期日までに手配できなかった場合。
7. 契約者が入学許可証をもらった後、留学予定校が何らかの理由により閉校、合併した場合。
8. 渡航後は契約者個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは、学校またはホームステイ先の規則に違反した場合の責任、損害等は契約者個人の責任となり、当社には一切の責任はないものとする。

9. 留学期間中に個人的に参加したスポーツや学校の企画したアクティビティー参加中の不慮の事故、留学期間中の交通事故等の不慮の事故は契約者本人の責となり当社には一切の責任はないものとする。

(11 条) 損害負担

契約者が当社の責によらない理由により何らかの損害を受けた場合、当社はその責任を負わないものとする。

(12 条) 守秘義務について

当社では、プログラム参加希望者の同意の下に得た個人データの守秘されるべき情報は、当社の留学手続きを目的とした場合以外では一切他に情報を漏らすことはありません。但し、緊急事故対応及びサポートの為、当社に提示された参加希望者の情報を海外留学保険もしくは提携サービス機関へ開示する場合はあります。

(13 条) 規約の変更

本規約は告知なしに変更される場合があります。

以上

Barefoot Guam, Inc. 代表取締役社長

時任 佐絵子

Mobile: (Guam)671-687-6197

Fax: (Japan)03-6720-8428

Address: Suite B 115B BLDG .B,

East-West Business Center744 N.Marine Corps Drive,

Upper Tumon, Guam 96913

Email: saeko@barefootguam.com